

盛岡市幼齡造林木食害対策支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市幼齡造林木食害対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 野生動物による幼齡造林木の食害の防止を図るため、森林所有者等が忌避剤散布事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において「幼齡造林木」とは、植栽をした日の属する年度から起算して5年度以内にある造林木（カラマツを除く。）をいう。

2 この告示において「森林所有者等」とは、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）、森林組合及び森林整備の受託者をいう。

3 この告示において「忌避剤散布事業」とは、野生動物による幼齡造林木の食害の防止を目的として、幼齡造林木に忌避剤を散布することをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、森林所有者等が忌避剤散布事業を行う場合に要する忌避剤費、人件費その他市長が必要と認める経費（これらの経費のうち当該年度に交付の決定を受けた他の補助金に係るものを除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費と市長が別に定めるところにより算出した額とを比較していずれか低い額の10分の8に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項ただし書の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金に係る忌避剤散布事業を実施した面積及び忌避剤散布事業により食害を防止することができた幼齡造林木の数とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	別に定める。
	2 事業計画書	1部	
	3 収支予算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	事業完了後30日 以内又は当該年 度の3月31日の いずれか早い日
	2 事業実績書	1部	
	3 収支決算書	1部	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。